

# 提出ガイド 「従業員の扶養家族の減少」

## 年金事務所

スマビで作成した書類

- ・健康保険 被扶養者（異動）届
- ・国民年金 第3号被保険者資格喪失届・・・扶養する配偶者の場合
- ・健康保険 被保険者証回収不能・滅失届・・・返却できない健康保険証がある場合

[提出先] 会社（事業所）の所在地※を管轄する年金事務所に提出します。

※会社（事業所）の所在地とは、実際に事業を行っている事業所の場所（従業員が働いている場所）のことをいいます。

日本年金機構ホームページ「全国の相談・手続き窓口」<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

[提出方法] 持参又は郵送（各2部（提出用・控用））

郵送の場合は、会社（事業所）の住所・会社（事業所）名・氏名を宛名書きし、切手を貼った返信用封筒を同封します。

[提出時期] 原則5日以内

[添付書類] 健康保険被保険者証（手続きをする家族分）

「国民年金 第3号被保険者資格喪失届」は従業員が扶養する配偶者が会社（事業所）に提出し、その後、会社（事業所）が年金事務所に提出することになっています。下記図の箇所は、従業員の扶養する配偶者の記載欄となりますので、内容確認後、会社（事業所）への提出日、電話番号、押印をお願いしてください。

The image shows a detailed form titled "国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(号該当)届" (National Pension No. 3 insured person qualification acquisition, category change, and category confirmation report). The form is divided into several sections for personal information, insurance details, and company information. A red rectangular box highlights a specific section in the bottom right corner, which is labeled "配偶者届出欄" (Spouse registration section) in red text. This section is used for providing details about the spouse being supported by the employee.